

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

離婚した妻から、血縁関係のない子供の養育費を払う要求が来て…

42歳の男性。恥をさらすようで嫌なのですが、勇気を出してお尋ねします。

私は大学時代に熱烈な恋愛をし、卒業後その相手と結婚をしました。就職先は希望通りの商社で、給料は普通よりずっと多いし、幸せな生活でした。女兒がすぐにでき、4年後には待望の男児も生まれて、まさに順風満帆だったのです。

しかし数年後、ひよんなことから、長男の父親が私ではない、つまり妻が不倫をして出来た子だと分かってしまいました。妻も認めました。生まれるまではどちらが父親か分からなかったが、生まれてすぐに分かったそうです。

私が海外出張でよく家を留守にしている間、妻は学生時代からの趣味のダンスにたまに行っていたのですが、そこで仲良くなった男性が相手だそうです。その後も関係がずっと続いているとのことでした。

悩んだ挙げ句、妻とはもうやっつけない、別れようということになり、話し合っって協議離婚をしました。子供は2人も妻が引き取り、養育費については13歳の長女の分だけ月10万円を振り込むことで話がつきました。妻の親は郷里で手堅く商売をやっている裕福であり、妻は子供を連れて実家に戻るということでした。

妻から慰謝料をもらえるのに

と言う人もいましたが、私は、自分と、自分の大切な思い出をこれ以上は傷つけたくなく、そういうやりとりは一切していません。妻が他の男に惹かれたのには、たぶん私にも至らないところがあったのでしょうか。

ところが、それから2年後、妻が弁護士名で内容証明を送ってきたのです。15歳の長女ばかりか11歳の長男の分の養育費も私には支払う義務がある、その額は私の年収(税込)からすれば月24万円が相当だということです。話し合いに応じなければ法的手段に訴えるところなのですが、こんな理不尽な要求が許されてよいものなのでしょうか？

法的には父親なので養育費の負担がありますが、妻が裕福であれば、負担しなくてよいとも考えられます。

さぞやお怒りのこととお察し致します。

結論から申し上げて、ご長男がご相談者の嫡出子であることをもはや否定する手段はありません。奥様が当初に打ち明けてくれていれば出来たのですが、子の地位を早期に確定するために民法は、妻が婚姻期間中に産んだ子の父親は夫と推定する規定を置いており、この推定は夫が子の出生を知ってから1年以内に裁判を起こさない限り破ることができないのです。

つまり法的にはあくまで父親なので、たとえ血縁的には父親ではないにしても、20歳になるまでは養育費を負担すべきとなるのです。額については、互いの収入や子供の数・年齢に応じて、裁判所では細かい基準表を作っているのです、その弁護士もおそらくはそれを見て金額を出してきたでしょう。

ただしあくまでその額は基準にすぎないうえ、妻が不倫をして産んだ子という特殊な事情があります。ですから、妻のほうで別に生活に困っておらず子供



2人の養育費も賄えるというのであれば負担しなくてよいとも考えられます。

この後のことですが、その旨の回答をしてもよいし、回答をせずに放っておいても構いません。いずれにしても、相手が養育費を今以上に欲しいというのであればご相談者の住所地の家

庭裁判所に調停を起こさざるをえません。そこでこれまでの事情を率直に打ち明け、妥当な解決に導いてもらうのが一番良い方法だと思えます。調停に立ち会うには弁護士を頼まなくてもよいのですが、勤めを休んでまで行くのが大変であれば弁護士に依頼したほうがよいでしょう。